平成28年（2016年）3月14日
建設委員会資料
都市基盤部防災・都市安全担当

（第３８号議案）

水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例新旧対照表

改正案	現行
（目的） 第１条　この条例は、水防法（昭和２４年法律第１９３号）第２４条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）及び災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６５条第１項（同条第３項において準用する場合を含む。）の規定又は同条第２項において準用する第６３条第２項の規定により応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）が、水防又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は水防又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態になった場合（以下「災害」という。）その災害に対する損害補償を的確に行うことを目的とする。 第２条～第５条　（略） （審査請求） 第６条　水防従事者又は応急措置従事者の死亡、負傷又は疾病が水防又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかについて、区の行う認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、区長に対して、審査請求をすることができる。 第７条～第９条　（略） 付　則　（略） 附　則 この条例は、平成２８年４月１日から施行する。ただし、第１条の改正規定は、公布の日から施行する。	（目的） 第１条　この条例は、水防法（昭和２４年法律第１９３号）第１７条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）及び災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６５条第１項（同条第３項において準用する場合を含む。）の規定又は同条第２項において準用する第６３条第２項の規定により応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）が、水防又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は水防又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態になった場合（以下「災害」という。）その災害に対する損害補償を的確に行うことを目的とする。 第２条～第５条　（略） （異議申立） 第６条　水防従事者又は応急措置従事者の死亡、負傷又は疾病が水防又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかについて、区の行う認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、区長に対して、異議申立をすることができる。 第７条～第９条　（略） 付　則　（略）